

令和7年度（2025年度） 償却資産（固定資産税）申告の手引き

申告には便利な電子申告

【eLTAX】をご利用ください。

（※電子申告を行うことで、申告書の郵送の必要がなくなります。）

ご利用方法など、詳細は「地方税ポータルシステム エルタックス」

のホームページ エルタックス エル
(<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

eLTAXヘルプデスク

電話：0570-081459（ハイシンコク）

※上記の電話番号でつながらない場合：03-5521-0019

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00

（土曜日、日曜日、休祝日、年末年始 12/29～1/3 は除く）

申告期限 令和7年(2025年)1月31日(金)

※期日間近になりますと窓口が大変混雑しますので、できるだけお早めに申告してください。

※郵送により提出をされる方で、控えの返送を希望される場合は、切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。切手を貼付した返信用封筒がない場合は返送していません。

また、令和6年10月より、郵便料が値上がりしましたので、併せてご注意ください。

鎌倉市

《目 次》

1. 償却資産の申告について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 申告書の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3. 償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4. 償却資産の種類（申告対象例）・・・・・・・・	3
5. 業種別の主な償却資産の例・・・・・・・・	4
6. 家屋と償却資産の区分（建物附帯設備）・・	5
7. 評価額、税額の算出方法及び納税通知書の発送時期について・・	6
(1) 評価額の算出方法	
(2) 課税標準額	
(3) 税額の算出方法	
(4) 納税通知書の発送時期について	
8. 非課税資産及び課税標準の特例について・・	7
(1) 非課税資産について	
(2) 課税標準額の特例が適用される資産	
9. 提出していただく書類・・・・・・・・	8
10. 申告書の書き方・・・・・・・・	9～11
(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記入例	
(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例	
(3) 種類別明細書（減少資産用）の記入例	
11. その他・・・・・・・・	12
(1) 不申告または虚偽の申告をした場合	
(2) 調査のお願い	
(3) 過年度の遡及について	
12. よくある質問について・・・・・・・・	12
(参考) 減価残存率表・・・・・・・・	13

1 償却資産の申告について

○ 申告いただく方

令和7年（2025年）1月1日現在、鎌倉市内で事業を行っている、又は鎌倉市内の事業所に償却資産を貸し付けている個人・法人の方となります。償却資産は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の資産の所有状況について、申告する義務があります。

※前年中に資産の増減がなかった方や、休業・廃業した方も、その旨の申告が必要です。免税点未満の方、該当資産のない方も申告をお願いしています。

※今回「該当資産なし」で申告した方には、翌年度に資産の状況確認をするための往復はがきを送付します。往復はがきの内容をご確認の上、返送していただきますようお願いします。

2 申告書の提出について

○ 申告書提出期限

令和7年（2025年）1月31日（金）

※期限間近になりますと、窓口が大変混雑しますので、なるべくお早めに提出していただきますよう、ご協力をお願いします。申告書提出期限内に間に合わない場合、納税通知書の発送時期が異なり、6月以降となります。

○ 申告の種類

償却資産の申告には、1月1日（賦課期日）現在所有している全ての資産を申告する「全資産申告」と、前年中に増加又は減少した資産を申告する「増減申告」があります。（8ページ「9 提出していただく書類」、9～11ページ「10 申告書の書き方」参照）

○ 申告書提出先（お問い合わせ先）

〒248-8686

鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所 資産税課 資産税担当

電話 0467（23）3000（代表）月～金曜日（祝日を除く）

8：30～12：00、13：00～17：00

○ 提出方法

電子申告（e L T A X）、郵送又は資産税課窓口（1階15番窓口）

窓口が大変混雑しますので、できる限り電子申告又は郵送をご利用ください。

※4支所及び市民サービスコーナー（大船ルミネウイング6階）では受付をしていません。

○ 申告時のお願い

ア **商号変更、事業所の転入・転出、送付先の変更・指定、休業・廃業及び解散等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載してください。**（9～11ページ「10 申告書の書き方」参照）

イ 種類別明細書の用紙が不足する場合は、上記資産税担当宛にご請求ください。

ウ 郵送で提出される方で、控の返送を希望される場合は、切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。切手を貼付した返信用封筒がない場合は返送していませんので、ご了承ください。

3 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、1月1日現在所有する土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

<申告の対象となるもの>

- ① 耐用年数1年以上で、取得価額が10万円以上の資産（平成元年4月1日から平成10年3月31日までに取得したものは、20万円以上）

※ただし、法人においては、取得価額が10万円未満であっても固定資産として個別に減価償却しているものは、申告が必要です。（3ページ表1参照）

- ② 償却済資産 ※売却や除却していない資産については、税務会計上、耐用年数を経過して減価償却を終えていても申告をお願いします。
- ③ 簿外資産（事業所の帳簿や台帳に記載されていない資産）
- ④ 建設仮勘定で計上されている資産（建設仮勘定に計上されているが、1月1日現在でその全部又は一部が完成し事業の用に供することができるものの完成部分）
- ⑤ 賃借人（テナント）が取り付けした内装・造作や建物附帯設備（冷暖房設備等）
- ⑥ 他の事業所に貸し付けてある資産（リース資産）
- ⑦ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- ⑧ 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
- ⑨ 割賦購入資産（代金の完済がされていないもの）
- ⑩ 改良費のうち、資本的支出として計上された資産
- ⑪ 即時償却資産

中小企業者等は、取得価額が30万円未満である減価償却資産を平成18年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得して事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます。しかし、この特例は国税（法人税・所得税）のみに適用されるもので、**地方税（固定資産税）では適用されません。「耐用年数省令」に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。**（4ページ「5業種別の主な償却資産の例」参照）

- ⑫ 大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」及び「000～099」並びに「9」「90～99」及び「900～999」

<申告の対象とならないもの>

- ① **自動車税の課税対象**となる自動車、**軽自動車税の課税対象**となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪小型自動車
- ② 牛、馬、果樹、その他生物（興行用又は観賞用植物を除く）
- ③ 無形固定資産（パソコンの**ソフトウェア**、電話加入権、特許権、実用新案権等）
- ④ 一括償却資産（取得価額が20万円未満の償却資産で、事業年度毎に一括して3年間で均等に償却を行うもの）

※取得価額が少額の償却資産の取扱いについては、税務会計上の経理区分によってその取扱いが異なります。（3ページ表1参照）

(表 1)

	取 得 価 額	国税の取扱い	固定資産税 (償却資産)の取扱い
個人の場合	10 万円未満	必要経費	申告対象でない
	10 万円以上 20 万円未満	3 年間一括償却	申告対象でない
		減価償却	申告対象
	20 万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	10 万円未満	損金算入	申告対象でない
		3 年間一括償却	申告対象でない
		減価償却	申告対象
	10 万円以上 20 万円未満	3 年間一括償却	申告対象でない
		減価償却	申告対象
	20 万円以上	減価償却	申告対象

4 償却資産の種類（申告対象例）

種 類		内 容
第 1 種	構 築 物 (建物附属設備を含む)	門、塀、広告塔、舗装路面、駐車場（アスファルト）等
		受変電設備、内装・内部造作、給排水設備、電気設備、ガス設備等
第 2 種	機 械 及 び 装 置	加工機械、製造機械、運搬機械（コンベアー、クレーン等）、土木建設機械（ブルドーザー、ユンボ等）、機械式駐車設備等
第 3 種	船 舶	ボート、漁船、釣り船、貨物船等
第 4 種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等
第 5 種	車 両 及 び 運 搬 具	構内運搬車、運搬台車、フォークリフト等の大型特殊自動車等 ※自動車税、軽自動車税の対象にならないもの
第 6 種	工 具 、 器 具 及 び 備 品	テレビ、家庭用エアコン、パソコン、レジスター、陳列ケース、ロッカー、応接セット、冷蔵庫、コピー機、ファクシミリ、自動販売機、電話機、看板、ネオンサイン、金庫等

5 業種別の主な償却資産の例

(注) 各資産の耐用年数については、管轄の税務署にお問い合わせください。

業 種	主な償却資産の例 (※)
各 業 種 共 通 (事 務 所 等)	受変電設備 (15)、看板 (10)、事務机 (15)、事務椅子 (15)、 応接セット (8)、パソコン (4)、コピー機 (5)、エアコン (6)、 テレビ (5)、駐車場等の舗装路面 (10 又は 15) 等
喫 茶 ・ 飲 食 店	看板 (10)、テーブル (5)、椅子 (5)、厨房用品 (5)、レジス ター (5)、カラオケ (5)、冷蔵庫 (6) 等
理 容 ・ 美 容 業	理容・美容椅子 (5)、タオル蒸器 (5)、サインポール (3)、 湯沸かし器 (6)、消毒殺菌器 (5) 等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機 (13)、脱水機 (13)、ドライ機 (13)、プレス機 (13) 等
医 療 ・ 薬 局 業	調剤機器 (6)、ファイバースコープ (6)、消毒殺菌用機器 (4)、 手術機器 (5)、歯科診療用ユニット (7) 等
小 売 業	冷蔵ストッカー (4)、陳列ケース (6 又は 8)、自動販売機 (5)、 簡易間仕切り (3) 等
食 肉 ・ 鮮 魚 販 売 業	冷凍機 (9)、陳列ケース (6 又は 8)、電子秤 (5)、肉切断機 (9) 等
自 動 車 修 理 業	旋盤 (15)、プレス (15)、圧縮機 (15)、測定工具 (5)、 検査工具 (5)、溶接機 (15) 等
不 動 産 賃 貸 業	金属造・コンクリート造の塀 (10)、立体駐車場機械装置部分 (10)、 緑化施設 (花壇・芝生・庭園等) (20) 等
農 業	果樹棚 (14)、ビニールハウス (14)、トラクター (7) 等

※ () 内の数字はその業種における主な償却資産の耐用年数を表しています。

6 家屋と償却資産の区分（建物附帯設備）

建物附帯設備等において、税務会計上建物として一括減価償却していても地方税法上、家屋の評価対象に含まれないものは、償却資産の評価対象になる場合があります。

★家屋の評価対象になるもの ※申告の必要はありません。

家屋の所有者が付加した建築設備で、「家屋と構造上一体となってその家屋の効用を高めるもの」

ただし、賃借人(テナント)等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等の家屋と償却資産の所有者が異なる場合については、償却資産の評価対象となります。当該設備は、賃借人(テナント)等の償却資産の所有者がご申告ください。

★償却資産の評価対象になるもの ※申告が必要です。

- ① 構造的に家屋として一体となっていないもの（屋外給排水塔、独立煙突、簡単に取り外して移動ができるもの等）
- ② 独立した機械及び装置としての性格が強いもの（受変電設備、電話交換機、中央監視制御装置、家庭用エアコン等）
- ③ 工場等における特定の生産又は業務の用に供されるもの（動力源である電気設備、ガス設備等）
- ④ 顧客の求めに応じるサービス設備としての性格が強いもの（ホテル・百貨店・病院等の厨房設備、洗濯設備等）
- ⑤ 賃借人(テナント)等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等

家屋と償却資産の区分表（家屋と設備の所有者が同じ場合）		
設備の種類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの
電 気 設 備	中央監視装置、受変電設備、屋外照明設備、スピーカー、監視カメラ設備、電話機、LAN 設備等	電灯コンセント配線設備、電話配線設備、盗難非常通報装置、火災報知設備、ナースコール設備、テレビジョン共同聴視設備等
衛 生 設 備	屋外の給排水設備、揚水設備（地下水用のもの）、湯沸器等	屋内の給排水設備、揚水設備（高架水槽用のもの）、洗面器、大小便器等
空 気 調 和 設 備	家庭用エアコン、業務用の空調設備等	中央式空調設備、換気設備等
防 災 設 備	消火器、ホース、ノズル等	火災報知設備、避雷設備、スプリンクラー設備等
運 搬 設 備	工場用リフト、工場用ベルトコンベア等	エレベーター、エスカレーター、事務用ベルトコンベア等
清 掃 設 備	チェアゴンドラ等簡易なもの	窓ふき用ゴンドラ
そ の 他 の 設 備	間仕切（取付支柱等が天井までないもの）、事業用の厨房施設、洗濯機、脱水機、医療機器、歯科診療用ユニット、広告塔、看板、ネオンサイン、外構工事、緑化設備（植栽）、メールボックス、掲示板、防鳥ネット、AED、独立焼却炉等	間仕切（取付支柱等が天井まであるもの）、システムキッチン、自動車管制装置（信号灯）、シャッター、外階段、手摺等

※家屋と設備の所有者が異なる場合、すべて償却資産の対象となります。

7 評価額、税額の算出方法及び納税通知書の発送時期について

(1) 評価額の算出方法

申告していただいた個々の資産の「取得時期」、「取得価額」及び「耐用年数」を基本にして評価額を算出します。

※なお、平成 20 年度の税制改正において地方税法第 414 条が削除されたことにより、理論帳簿価額は算出せず、評価額のみを算出します。

ア 前年中に取得したもの（令和 6 年 1 月 2 日から令和 7 年 1 月 1 日まで）

評価額 = 取得価額 × (1 - 減価率 / 2)

イ 前年前に取得したもの（令和 6 年 1 月 1 日以前）

評価額 = 令和 6 年度評価額 × (1 - 減価率)

※減価率は 13 ページの「減価残存率表」をご覧ください。

以降、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の 5 % になるまで償却します。（評価額は、取得価額の 5 % を最低限度額とすることが定められているため、5 % 未満になることはありません。）

(2) 課税標準額

課税標準額 = (1) により算出した個々の償却資産の評価額の合計

※ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、軽減額を差し引いた額が課税標準額となります。（7 ページ「8 非課税資産及び課税標準の特例について」参照）

(3) 税額の算出方法

税額 (百円未満切り捨て)	=	課税標準額 (千円未満切り捨て)	×	税率 (1.4%)
------------------	---	---------------------	---	--------------

※課税標準額が 150 万円（免税点）未満の場合は、課税されません。

※償却資産には、都市計画税はかかりません。

(4) 納税通知書の発送時期について

1 月 31 日（提出期限）までにご提出いただいた令和 7 年度分の申告書において計算上課税となった方については、原則 4 月上旬に納税通知書を発送します。なお、過年度分の申告や提出期限後の申告等については、納税通知書の発送時期が異なり、6 月以降となりますので、あらかじめご了承ください。

8 非課税資産及び課税標準の特例について

(1) 非課税資産について

地方税法第 348 条及び法附則第 14 条に規定する一定の要件を備える償却資産は、非課税となります。

(2) 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第 349 条の 3 及び法附則第 15 条等に定める一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されるものがあります。わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）における特例率等の詳細は、市のホームページの「非課税資産及び課税標準の特例について」をご覧ください。

※（１）・（２）に該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税（償却資産）非課税等申告書」または「課税標準の特例に関する届出書」に必要事項を記入し、特例内容に係る資料とともにご提出ください。用紙は市のホームページからダウンロードすることができます。

《課税標準の特例対象となる主な償却資産》

根拠規定		特例対象資産		特例率	添付書類
条	項				
法第 349 条の 3	第 5 項	内 航 船 舶		1/2	船舶原簿、船舶票及び登録票の写し等
法附則第 15 条	第 25 項	特定太陽光発電設備	1000kw 未満	1/2	再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し
		10kw 以上	1000kw 以上	7/12	
	旧第 32 項	※ 3 特定事業所内保育施設		1/3	企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書の写し
法附則第 15 条 44 項		先端設備等		1/2	先端設備導入計画の認定書及び工業会証明書（いずれも写し）

※ 1 「法」とは、「地方税法」を指します。※ 2 令和 7 年度の法令等の改正により、特例資産の適用期間や特例率等が変更されることがあります。※ 3 特定事業所内保育施設については、平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に補助を受けたものが対象となります。

9 提出していただく書類

申告の内容			提出する用紙	申告書 (緑色)	種類別明細書	
					減少用	増加用
前回、資産あり の申告をした方	前回の申告内容と の比較	資産内容が全く同じ	○			
		増加した資産のみある	○			○
		減少した資産のみある	○	○		
		増加資産も減少資産も両方ある	○	○		○
前回、資産なし の申告をした方	前回の申告内容と の比較	申告する資産がある	○			○ (全資産)
初めて申告をす る方	申告する資産がある		○			○ (全資産)
	申告する資産がない		○			
休廃業又は事業所を市外へ移転した方			○ 備考欄 に記載			

★企業電算処理により申告される方は、申告書に必ず評価額及び課税標準額の記入をお願いします。また、資産の増減がない場合でも、全資産明細書（全資産について取得年月、取得価額、耐用年数等だけでなく個々の資産の評価額及び課税標準額も算出）を、必ず申告書と一緒に提出してください。

★賦課期日は、令和7年(2025年)1月1日です。令和7年度の課税は、令和7年1月1日現在で所有している償却資産を対象とします。前年の決算期以降から令和7年1月1日までの間に、取得又は除却した資産についても申告漏れがないようご注意ください。

国税資料等の閲覧について

鎌倉市では、地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、鎌倉市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

10 申告書の書き方

第

法人にあっては13桁の法人番号を右語で記載してください。なお、申告書控用には複写されません。

鎌倉市から送付された
鎌倉市ではなく、自社
による申告をされ
る方は、必ず所有者
コードを記載してくださ
い。

該当する方を○で囲んでください。なお、「8～11月」について該当がある場合、届出書、許可証、類書等、必要書類を添付してください。

所有権の住所と資産
所在地が異なる場合
又は2以上の事業所
所在地がある場合は、記
載してください。

借用資産(リース資産)の有無について該当する方を○で囲み、「有」の場合は、貸主の名称、資産名等を記載してください。

- (1)前年度申告した資産の増加減少がある場合
「1 資産増減あり」を○で囲んでください。
- (2)前年度申告した資産の増加減少がない場合
「2 資産増減なし」を○で囲んでください。
- (3)該当する資産を所有していない場合
「3 該当資産なし」を○で囲んでください。
- (4)市内の事業所を廃業又は市外へ移転された
「4 廃業・解散・転出等」を○で囲み、その年
してください。

※印欄は企業電算処理による申告をする方のみ記入してください。

※申告内容にかかわらず、必ず提出が必要です。

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

令和7年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

※	所有者コード	123456789	所有者名	株式会社 鎌倉	枚数	1	枚ののうち	1			
資産の種類	資産コード		資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準額	増加事由	摘要
01	2		マカロニ製造設備	150604	250000	9	0			○・2 3・4	
02	6		客用テーブル	242909	600000	5				○・2 3・4	横浜支店より 受入れ
03	6		パソコン一式	150404	400000	4				○・2 3・4	R5申告漏れ
04	6		コピー機	150701	200000	5				○・2 3・4	1月1日取得
05	6		事務机	150605	100000	15				○・2 3・4	
06										1・2 3・4	
07										○・2 3・4	
08										○・2 3・4	
09										1・2 3・4	
10										○・2 3・4	
11										1・2 3・4	
12										○・2 3・4	
13										1・2 3・4	
14										○・2 3・4	
15										1・2 3・4	
16										○・2 3・4	
17										1・2 3・4	
18										○・2 3・4	
				小計		6			380000		

【所有者コード】申告書に記載した所有者コードを記載してください。

【資産の種類】次の区分より記載してください。(P.3参照)
1:構築物
2:機械及び装置
3:船舶
4:航空機
5:車両及び運搬具
6:工具、器具及び備品

【資産の名称等】資産の名称は20文字以内で記載してください。
漢字・ひらがな・カタカナ・英字・数字でご記載ください。
※漢字記載ができます。

【数量】取得した資産の数量を記載してください。

【取得年月】3=昭和，4=平成，5=令和
例)平成31年4月⇒「43104」
令和3年5月⇒「50305」
元号、年、月の順で記載してください。

【取得価額】当該資産の取得価額を記載してください。なお、価格については、消費税込みにかた抜きは会計方法に合わせてください。
なお、圧縮記帳については、償却資産の制度上認められておりませんので、圧縮前の取得価額を記載してください。

【耐用年数】法人税及び所得税における法定耐用年数を記載してください。
・中古資産
見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。
・即時償却資産
法定耐用年数を記載してください。

【増加事由】該当する増加事由を○で囲んでください。
1=新品取得
3=移動による受入れ
3の場合、摘要欄に移動前の所在地を、4の場合、摘要欄に理由を記載してください。

【摘要】非課税や課税標準の特例に該当する資産については、その適用条項を必ず記載してください。例:法第349条の3第1項等
短縮耐用年数を適用している資産、増加償却、申告漏れがあった場合等、その他該当資産の価額の決定にあたって必要な事項がある場合は、その旨表示してください。
また、1月1日に取得した資産はその旨表示してください。

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を

(3) 種類別明細書（減少資産用）の記入例

令和7年度
種類別明細書（減少資産用）

第二十六号様式別表二（提出用）

※ 所有者コード 123456789		所有者名 株式会社 鎌倉		1枚のうち 1枚目		
資産コード		資産の種類等		数量		
資産の種類		取得年月		取得価額		
資産の種類		耐用年数		申告年度		
資産の種類		減少の事由及び区分		摘要		
01	マカロニ製造設備	150110	1000000	9	1・2・3・4・1・2	横浜支店へ移動
02	コピー機	142309	350000	5	1・2・3・4・1・2	
03	客用テーブル	242504	240000	5	1・2・3・4・1・2	当初取得価額120万円(数量10)のうち、24万円分(数量2)分減少
04					1・2・3・4・1・2	
05					1・2・3・4・1・2	
06					1・2・3・4	
07					2・3・4	【摘要】 当該資産が減少したことについて必要なことを記載してください。 (売却先の名称、減少の理由、移動の受入れ先の所在地等)
08					2・3・4	
09					2・3・4	減少の区分が「2. 一部」に該当する場合は、取得価額及び減少した金額を記載してください。
10					2・3・4	
11					1・2・3・4・1	
12						
13						
14						
15					1・2・3・4・1・2	
16					3・4・1・2	
17					3・4・1・2	
18					1・2・3・4・1・2	
小計		4	1590000			

【所有者コード】
申告書に記載した所有者コードを記載してください。

【資産の種類】
同封の償却資産明細書の「資産の種類」に「資産の種類等」に記載されている内容を記載してください。

【数量】
減少した資産の数量を記載してください。
※資産の一部が減少した場合は、減少した数量を記載してください。

【取得年月】
同封の償却資産明細書の「取得年月」に記載されている年月を記載してください。

【耐用年数】
同封の償却資産明細書の「耐用年数」に記載されている年数を記載してください。

【摘要】
当該資産が減少したことについて必要なことを記載してください。
(売却先の名称、減少の理由、移動の受入れ先の所在地等)

【取得価額】
同封の償却資産明細書に記載されている金額を記載してください。
※資産の一部が減少した場合は、減少した金額を記載してください。

【減少事由及び減少区分】
当該資産の減少した事由及びその区分の該当する番号を、それぞれ○で囲んでください。

令和6年1月1日以前に取得した資産が同封の償却資産明細書に記載されていますのでそちらを参考に減少した資産等について記載してください。

注意： 部分(所有者コード・資産コード・申告年度)は記載しないでください。

1 1 その他

(1) 不申告または虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしなかった場合、又は申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、地方税法第 385 条、第 386 条及び鎌倉市市税条例第 63 条による罰則を適用することがありますので、必ず適正に申告してください。

(2) 調査のお願い

申告後、申告内容の照合・確認をするために、地方税法第 354 条の 2 に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。また、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定に基づいて、帳簿書類等を拝見させていただく **実地調査**を行うことがあります。これらの調査につきまして、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

(3) 過年度の遡及について

調査等の結果、申告漏れ等が判明した場合の課税に際しては、申告年度に限らず、資産の取得年次に応じて過年度（今年度含め 5 年間）に遡及して課税いたしますので、あらかじめご承知おきください。ただし、地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により、最大 5 年を限度とします。

1 2 よくある質問について

Q1 どの資産を申告したらよいか分からない。

A1 固定資産を管理している台帳やその資産を取得した年月、取得価額が分かるものをご準備いただき、資産税課窓口までお越しください。関与されている税理士等がいらっしゃれば、ご相談されてみるのも良いと思います。

Q2 税務署には確定申告をしましたが、市役所にも申告する必要がありますか。

A2 **必要です**。税務署への申告は、国税（所得税・法人税）の税額を算定するための申告で、市町村が課税をする固定資産税の償却資産（地方税）の税額を算定するための申告とは異なります。

Q3 相続をした償却資産はどのように申告すればよいですか。

A3 **被相続人（亡くなられた方）の取得年月、取得価格及び耐用年数**を引き継いで申告してください。

Q4 令和 6 年中以前に法人が合併や分割し、令和 7 年 1 月 1 日時点では別の新しい法人となっています。どのような申告が必要ですか。

A4 新しい法人の償却資産の申告をする場合には、申告書の右下備考欄に合併・分割等の年月日を記載し、前法人の資産を引き継いだものがあれば、引き継いだ資産だとわかるように記載してください。また、前法人が既に解散している場合には、前法人解散の申告も併せてお願いします。

(参考)

《 減 価 残 存 率 表 》

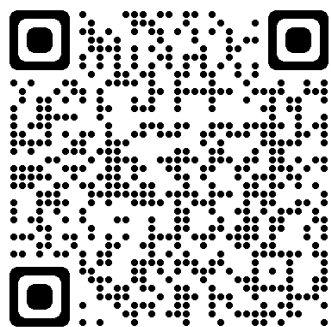
耐用 年数	減 価 率	減 価 残 存 率		耐用 年数	減 価 率	減 価 残 存 率		耐用 年数	減 価 率	減 価 残 存 率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		(1-減価率/2)	(1-減価率)			(1-減価率/2)	(1-減価率)			(1-減価率/2)	(1-減価率)
—	—			16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918	50	0.045	0.977	0.955
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921	55	0.041	0.979	0.959
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924	60	0.038	0.981	0.962
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926	75	0.030	0.985	0.970

チェック

提出前に次の確認をお願いします。

- ☐ 申告書に連絡先の記載はありますか？
- ☐ 令和7年度申告書の前年前取得価額（イ）合計と令和6年度申告書の取得価額（二）合計が一致していますか？不一致の場合は、種類別明細書の摘要欄に「資産移動」や「過年度申告漏れ」等の記載はありますか？
- ☐ 種類別明細書に所有者コードの記載はありますか？
- ☐ 1月1日取得資産の場合、種類別明細書の摘要欄に「1月1日取得」の記載はありますか？
- ☐ 増加資産の耐用年数の記載はありますか？
- ☐ 増加事由の欄（1～4）の記載はありますか？
- ☐ 企業電算処理により申告される方は、申告書に評価額及び課税標準額の記載はありますか？

※下記 QR コードを読み取っていただくと、本市ホームページにて償却資産の申告についてご案内しています内容をご覧ください。



鎌倉市 償却資産

ご不明点等ございましたら、
鎌倉市 総務部資産税課 資産税担当宛 にお問い合わせください。

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

電話 0467（23）3000（代表）内線 2301，2812

月～金曜日（祝日除く）8：30～12：00、13：00～17：00